

衆議院 安全保障委員會 會議録 第一号

本国会召集日(平成十五年九月二十六日)(金曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

- 委員長 田並 胤明君
理事 岩屋 毅君 山口 泰明君
理事 樋高 剛君 前田 雄吉君
理事 渡辺 周君 赤松 正雄君
理事 赤城 徳彦君 岩倉 博文君
理事 白井日出男君 嘉数 知賢君
理事 北村 誠吾君 小島 敏男君
理事 佐藤 勉君 杉山 憲夫君
理事 虎島 和夫君 中山 利生君
理事 仲村 正治君 野呂田芳成君
理事 蓮実 進君 町村 信孝君
理事 大出 彰君 桑原 豊君
理事 小林 憲司君 前原 誠司君
理事 高木 陽介君 赤嶺 政賢君
理事 今川 正美君 保坂 展人君
理事 粟屋 敏信君

平成十五年九月三十日(火曜日)
午後零時二十分開議

- 出席委員
委員長 田並 胤明君
理事 小島 敏男君 蓮実 進君
理事 山口 泰明君 前田 雄吉君
理事 渡辺 周君 赤松 正雄君
理事 赤嶺 政賢君
理事 岩倉 博文君 白井日出男君
理事 嘉数 知賢君 金田 英行君
理事 北村 誠吾君 左藤 章君
理事 佐藤 勉君 竹下 亘君
理事 仲村 正治君 加藤 公一君
理事 桑原 豊君 小林 憲司君
理事 丸谷 佳織君 今川 正美君

- 國務大臣 (防衛庁長官) 石破 茂君
防衛庁副長官 浜田 靖一君
外務副大臣 逢沢 一郎君
防衛庁長官政務官 阿部 正俊君
防衛庁長官政務官 嘉数 知賢君
外務大臣政務官 中島 啓雄君
外務大臣政務官 田中 和徳君
外務大臣政務官 吉田 幸弘君
安全保障委員会専門員 荒井 正吾君
前田 光政君

委員の異動
九月三十日

- 辞任
杉山 憲夫君 左藤 章君
虎島 和夫君 金田 英行君
野呂田芳成君 竹下 亘君
前原 誠司君 加藤 公一君
高木 陽介君 丸谷 佳織君

- 同日
補欠選任
金田 英行君 虎島 和夫君
左藤 章君 杉山 憲夫君
竹下 亘君 野呂田芳成君
加藤 公一君 前原 誠司君
丸谷 佳織君 高木 陽介君

同日
樋高剛君が理事を辞任した。
同日
赤嶺政賢君が理事に当選した。

同日
理事木村太郎君及び浜田靖一君同月二十五日委員辞任につき、その補欠として小島敏男君及び蓮実進君が理事に当選した。

九月二十九日
防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)
は本委員会に付託された。

九月二十九日
池子米軍家族住宅の追加建設反対に関する意見書(神奈川県逗子市議会)第五二五号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任
国政調査承認要求に関する件
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

○田並委員長 これより会議を開きます。

この際、去る九月二十六日の議院運営委員会における理事の各会派割当基準の変更等に伴い、理事の辞任及び補欠選任を行います。
まず、理事辞任の件についてお諮りいたします。

理事樋高剛君から、理事辞任の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田並委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任並びに委員の異動に伴いまして、現在理事が三名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田並委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
それでは、理事に
小島 敏男君 蓮実 進君
及び 赤嶺 政賢君
を指名いたします。

○田並委員長 次に、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。
国政に関する調査を行うため、本会期中、国の安全保障に関する事項について、衆議院規則第九十四条の規定により、議長に対し、承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田並委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○田並委員長 この際、新たに就任されました大臣及び大臣政務官より、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。浜田防衛庁副長官。

○浜田副長官 防衛庁副長官を拝命いたしました。石破長官をしっかりと補佐し、防衛政策を一層推進できるように精いっぱい努力をさせていたいただきますので、田並委員長以下委員会の先生方には大変お世話であります。どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございます。(拍手)

○田並委員長 次に、逢沢外務副大臣。
○逢沢副大臣 このたび、外務副大臣に就任をいたしました逢沢一郎です。どうぞよろしくお願いをいたします。田並委員長初め委員各位に謹んでごあいさつを申し上げます。

御承知のように、北朝鮮の核、ミサイル、拉致の問題やイラクをめぐる問題など、未解決の問題が山積する中、我が国の安全と繁栄を確保し、国民の皆様生命と財産を守ることは政府が取り組むべき最優先の課題であります。私は、川口大臣を補佐し、我が国が直面する外交、安全保障上の諸問題に全力で取り組む考えであります。委員長初め本委員会の皆様御指導と御協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○田並委員長 次に、阿部外務副大臣。  
○阿部副大臣 外務副大臣を拝命いたしました阿部正俊でございます。

参議院でございます。衆議院になかなかお邪魔できないので、今まで経験がありませんので、田並委員長初め委員各位にここに謹んであいさつ申し上げます。

我が国が平和のうちに繁栄するというこのためには、日米同盟関係を基軸としながら、国際協調という精神で積極的な外交を重ねていくことが一層重要となると考えております。我が国の外交、安全保障上の諸課題に取り組むに当たりまして、まず、川口大臣を十分補佐しまして、外務副大臣としての職責を全うするため、全力を傾注する所存でございます。

先ほど申し上げましたように、経験も浅うございますので、委員長初め本委員会の皆様御指導と御協力を改めましていただきますことをよろしくお願ひ申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

○田並委員長 次に、嘉数防衛庁長官政務官。  
○嘉数長官政務官 防衛庁長官政務官を拝命いたしました嘉数知賢でございます。  
長官、副長官の御指導のもと、我が国の安全と平和のために精いっぱい頑張っております。田並委員長初め委員各位の御指導、御協力をよろしくお願ひいたします。(拍手)

しました参議院の中島啓雄でございます。お願ひしておりますテロ特措法の延長を初め、課題山積でございますので、初めてでございますが、一生懸命やらせていただきますと思っております。特に、私、国鉄、JRの出身でもございますので、現場が第一ということで、極力現場を回りまして、部隊の把握にも努めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。(拍手)

田並委員長初め皆様の御支援を得て頑張っております。お願ひいたしますので、よろしくお願ひいたします。(拍手)

○田並委員長 次に、吉田外務大臣政務官。  
○吉田(幸)大臣政務官 外務大臣政務官に就任いたしました吉田幸弘でございます。田並委員長初め委員各位に一言ごあいさつ申し上げます。

我が国の安全と繁栄を確保し、国民の皆様生命と財産を守ることは外交の最優先課題であると考えております。私は、外務大臣政務官としての責任を全うすべく、川口外務大臣の御指導のもと、外交政策の推進に全力で努力してまいります。

なお、三人の政務官の中では、私は特に本委員会を担当することとなっております。委員長初め本委員会の皆様方の格段の御指導とまた御協力をいただきますことをお願ひを申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。(拍手)

○田並委員長 次に、荒井外務大臣政務官。  
○荒井大臣政務官 このたび、外務政務官を拝命いたしました参議院の荒井正吾でございます。田並委員長及び本委員会の皆さんに謹んでごあいさつ申し上げます。  
大変非力でございますが、問題が山積しております外務省のために微力を尽くしていきたいと思っております。本委員会の皆様方の御指導をよろしくお願ひ申し上げます。よろしくお願ひいたします。(拍手)

す。一言、田並委員長初め委員の皆様方にごあいさつを申し上げます。  
国際情勢が依然として不透明であり、不確実な面がある中に、我が国の安全と繁栄を確保するため一層の努力が必要でございます。私は、外務大臣政務官としての責任を果たすべく、全知全能を傾けて精進をまいりたいと思っております。とりわけ、ベテランの川口外務大臣がおいででございますので、御指導を賜りながら、ともに外交政策の推進に取り組んでいくことを重ねてお約束を申し上げます。一言のごあいさついたします。(拍手)

○田並委員長 以上でそれぞれのごあいさつは終わりました。

○田並委員長 次に、内閣提出、防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。  
趣旨の説明を求めます。石破防衛庁長官。

防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
(本号末尾に掲載)

○石破国務大臣 ただいま議題となりました防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。  
この法律案は、このたび提出された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の例に準じて防衛庁職員の給与の改定を行うものであります。  
すなわち、第一点は、一般職の職員の例に準じて防衛参事官及び自衛官の俸給の改定を行うとともに、営外手当についても改定することとしたしております。  
第二点は、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄または陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に対する調整手当

制度について、その充実を図っていくために、当該自衛官に係る調整手当の支給割合を改定することとしたしております。  
以上のほか、附則において、施行期日、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定をいたしております。  
なお、事務官等の俸給並びに調整手当の異動保障制度の改正、扶養手当、期末手当及び期末特別手当の支給割合等につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正によって、一般職の職員と同様の改定が防衛庁職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。  
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願ひいたします。  
○田並委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。  
午後零時三十分散会

防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律  
第一条 防衛庁の職員給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。  
第十四条第三項中「百分の一」を「百分の二」に、「百分の五又は百分の七」を「百分の六又は百分の八」に、「百分の五」を「百分の六」に改める。  
第十八条第二項中「五千八百八十円」を「五千七百八十円」に改める。  
第二十五条第三項中、「百分の百七十」を「百分の百四十五」に、「百分の百八十」を「百分の百六十」に改める。  
別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 防衛参事官等俸給表(第四条一第六条、第八条関係)

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号 俸	指 定 職
		俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額		俸 給 月 額
再 任 職 員 以 外 の 職 員	1	円 240,700	円 327,400	円 364,400	円 405,800	円 458,900	1	円 573,000
	2	249,500	338,400	377,600	419,200	474,600	2	636,000
	3	260,000	349,600	390,700	432,600	490,300	3	704,000
	4	269,800	360,900	403,600	446,100	506,100	4	783,000
	5	282,700	372,400	416,500	459,600	521,500	5	843,000
	6	292,500	383,800	429,200	472,900	536,900	6	906,000
	7	304,100	394,600	441,900	485,900	552,200	7	991,000
	8	314,200	405,100	454,600	498,300	567,500	8	1,069,000
	9	324,700	415,500	467,200	510,500	582,700	9	1,146,000
	10	335,500	425,800	479,100	522,200	597,900	10	1,227,000
	11	346,200	436,100	489,700	532,700	610,100	11	1,301,000
	12	357,100	446,300	500,100	542,300	618,000		
	13	367,900	455,800	508,500	550,400	625,500		
	14	378,600	464,500	515,700	558,000	632,200		
	15	389,000	470,900	522,900	562,800	637,300		
	16	399,300	476,900	527,600				
	17	409,100	481,200	532,200				
	18	418,800	485,400	536,900				
	19	428,000	489,600					
	20	435,800	493,800					
	21	441,700	498,000					
	22	446,900						
	23	451,400						
	24	455,600						
	25	459,700						
再 任 職 員		338,200	365,000	403,000	441,600	499,900		—

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士	3等陸士 3等海士 3等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
245,700	237,200	228,200	222,400	222,100	—	189,700	174,200	—	159,600	152,300
254,700	241,200	237,300	231,500	231,200	213,300	202,100	181,900	174,200	166,700	
263,700	245,400	245,200	239,400	239,100	222,100	212,700	189,700	181,900	170,900	
272,700	253,600	253,400	247,600	247,300	231,200	221,300	198,900	186,200		
282,000	261,900	261,600	255,800	255,500	239,100	229,300	208,800	190,400		
291,500	270,300	269,800	264,000	263,700	247,300	237,200	216,900			
301,100	279,100	278,600	272,800	272,500	255,500	245,100	224,100			
311,000	287,800	287,300	281,500	281,200	263,700	252,700	231,200			
320,500	296,500	296,000	290,200	289,900	272,500	260,600	235,900			
329,900	305,200	304,700	298,900	298,600	281,200	268,600				
339,300	313,900	313,400	307,600	307,300	289,900	276,900				
348,600	322,600	321,900	316,100	315,800	298,500	285,300				
357,900	331,200	330,400	324,600	324,300	306,900	293,600				
367,100	339,900	339,100	333,300	332,800	315,100	301,800				
376,300	348,700	347,800	341,900	341,300	323,300	308,600				
384,800	357,500	356,500	350,600	350,000	331,500	315,300				
393,200	366,300	365,300	359,300	358,500	339,500	321,600				
401,500	374,400	373,400	367,400	366,600	347,200	327,100				
409,800	382,500	381,500	375,500	374,700	354,600	331,600				
418,100	390,600	389,600	383,600	382,700	361,600					
426,200	398,500	397,500	391,500	390,600	368,400					
433,900	406,400	405,400	399,400	398,400	375,400					
440,700	414,100	413,100	407,000	405,900	382,400					
446,300	421,700	420,700	414,600	413,500	389,300					
451,000	429,200	428,200	422,100	420,700	396,000					
455,600	435,200	434,200	428,100	426,600	401,900					
460,000	440,400	439,200	433,100	431,200	407,100					
464,400	445,400	444,000	437,900	435,800	411,600					
468,800	450,000	448,500	442,400	440,300						
473,200	454,600	453,000	446,900	444,800						
477,700	459,200	457,600	451,500	449,300						
482,200	463,700	462,100	456,000							
486,700	468,200	466,600	460,500							
	472,700	471,100	465,000							
	477,200	475,600								
302,400	293,600	293,300	286,600	282,600	272,600	251,400	—	—	—	—

は、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

別表第二 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係)

職員の区分	階級 号俸	陸海空	将将将	陸海空	将将将	補補補	1 1 1	等 等 等	陸海空	佐佐佐	2 2 2	等 等 等	陸海空	佐佐佐	3 3 3	等 等 等	陸海空	佐佐佐	1 1 1	等 等 等	陸海空	尉尉尉
		俸給月額	俸給月額			俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額										
		円	(一)	(二)	(一)	(二)	(三)	円	円	円	円	円										
	1	573,000	573,000	480,800	441,000	423,300	374,000	341,200	319,100	274,500												
	2	636,000	636,000	496,700	454,200	436,000	385,300	351,900	329,500	284,500												
	3	704,000	704,000	512,600	467,400	448,900	397,900	363,700	340,000	296,000												
	4	783,000	783,000	528,200	480,800	462,000	410,900	374,000	350,700	306,000												
	5	843,000	843,000	543,700	494,200	474,600	423,300	385,300	361,600	315,900												
	6	906,000	906,000	559,200	507,600	486,900	435,900	397,900	372,600	326,000												
	7	991,000	991,000	574,400	522,000	498,400	448,800	409,400	383,700	336,100												
	8	1,069,000		588,900	536,400	508,800	461,900	420,900	394,900	346,100												
	9	1,146,000		603,400	550,700	519,200	474,400	432,100	405,800	356,000												
	10	1,227,000		614,800	563,900	529,600	485,900	443,100	416,500	365,800												
	11	1,301,000		623,400	576,800	539,800	496,400	453,900	427,100	375,300												
	12			632,000	589,200	549,600	506,000	464,600	437,500	384,600												
	13			640,500	598,400	558,000	515,300	475,200	447,800	393,700												
	14			649,000	604,200	565,800	521,900	485,600	458,100	402,700												
	15				610,200	570,800	528,700	495,100	468,100	411,400												
	16				616,200	575,800	533,800	504,100	474,400	420,200												
	17					580,800	538,800	510,400	480,200	428,700												
	18					585,800	543,700	516,900	484,800	436,800												
	19					590,800	548,600	522,000	489,400	444,300												
	20						553,400	527,000	494,000	450,200												
	21						558,200	531,900	498,600	455,400												
	22						563,000	536,800	503,300	459,900												
	23						567,800	541,600	508,000	464,300												
	24							546,400	512,700	468,700												
	25							551,200	517,500	473,100												
	26							556,000	522,300	477,500												
	27								527,100	481,900												
	28									486,300												
	29									490,800												
	30									495,300												
	31																					
	32																					
	33																					
	34																					
	35																					
再任用職員		—	—	519,100	481,500	461,300	417,600	389,100	366,000	325,400												

備考(一) 統合幕僚会議の議長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについて  
 (二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める  
 (三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、

第二條 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「並びに第十一条の六第一項及び第二項を」と、「第一条の六第一項及び第二項並びに第十一条の七第一項及び第二項」に、「第三項並びに第十一条の七第一項を」「第三項に」と、「第十一条の七中」を「第十一条の七第三項及び第三項中」に改める。

第二十五条第三項中「百分の百五十五」を「百分の百四十」と、「百分の百七十」を「百分の百六十」と、「百分の百四十五」を「百分の百六十」と、「百分の百六十」を「百分の百七十」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条及び附則第八項の規定は、平成十六年四月一日から施行する。(俸給の切替え)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)における職員の俸給月額、附則第四項に定めるものを除き、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「法」という。))第四条第三項に規定する特定任期付職員並びに同条第四項に規定する第一号任期付職員及び第二号任期付職員(次項及び附則第四項において「特定任期付職員等」という。)にあつては、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第百二十五号)第七條第一項又は一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六條第一項若しくは第二項の俸給表をいう。以下この項において同じ。)又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合に於ては法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の( )欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合に於ては同表の一等陸佐、一

等海佐及び一等空佐の( )欄、( )欄又は( )欄をいう。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

3 前項の規定により施行日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を決定される職員(特定任期付職員等を除く。)に対する施行日以降における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。附則第八項において「一般職給与法」という。))第八條第六項若しくは第八項ただし書の規定又は防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第百二十二号。附則第十項において「平成十年改正法」という。))附則第十項から第十二項までの規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(内閣府令で定める職員に於ては、内閣府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

4 施行日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間並びに同日において法第六条の二第二項又は第七條第二項の規定による俸給月額を受けていた特定任期付職員等の新俸給月額は、内閣府令で定める。

5 施行日前の異動者の俸給月額等の調整(施行日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び内閣府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、内閣府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。)

(旧俸給月額等の基礎)

6 附則第二項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、第一条の規定による改正前の法又は平成十年改正法附則第十項から第十二項まで及びこれらに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(平成十五年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

7 法第十八條の二第一項又は第十八條の三第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。))附則第五項及び第六項の規定の適用については、一般職給与改正法附則第五項第一号中「及び特地勤務手当(給与法第十三條の三の規定による手当を含む。)」とあるのは、「特地勤務手当(給与法第十三條の三の規定による手当を含む。)、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び営外手当」と、一般職給与改正法附則第六項中「防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第百六十六号)」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律」とする。

8 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の法第十四條第二項又は第三項において読み替えて準用する一般職給与法第十一条の七の規定の適用を受けている職員に対する当該七の規定の適用を受けている職員に対する当該適用に係る調整手当の支給に関する第二条の規定による改正後の法第十四條第二項又は第三項において読み替えて準用する一般職給与法第十一条の七の規定の適用については、一般職給与改正法附則第七項の規定を準用する。この場合において、同項中「人事院規則」とあるのは、「政令」と、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)附則第七項」とあるのは、「防衛庁の職員の給

与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)附則第八項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)附則第七項」と読み替えるものとする。(政令への委任)

理由

9 附則第二項から前項までに定めるものは、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

一般職の国家公務員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の( )欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



平成十五年十月三日印刷

平成十五年十月六日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

B